



事務連絡  
令和2年4月28日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知（以下「通知」という。）によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域等について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年4月3日付けの当課事務連絡は廃止する。

### 記

- 1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」を「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※1」とする。

※1WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（令和2年4月28日現在）  
インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、米国、アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア、アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、

ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ

※2 下線は4月29日午前0時（日本時間）から新たに追加される国。

- 2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」の(1)中「かつ、中華人民共和国湖北省」を「又は、WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とする。